

京都市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年7月9日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第1号

京都市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

京都市指定給水装置工事事業者規程の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号及び第7条第2項第1号中「又は外国人登録証明書の写し」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局水道部給水課)